

清閑亭お披露目会に関する小田原保健福祉事務所の指導について

このたび、令和6年3月14日付毎日新聞に掲載されました、清閑亭の営業許可前の料理提供に関する記事について、3月15日に小田原保健福祉事務所・食品衛生課と協議を行い、18日に協議内容について正式回答をいただきましたので以下の通りご報告させていただきます。

以下、小田原保健福祉事務所からの回答

1. 営業許可取得前に実施された、4日間（2月27日、3月1、2、3日）のお披露目会については、規模・人数等が社会通念上で考える営業であると認識されることから、この4日間に関しては無許可営業であったと判断する。
2. 営業許可取得前ではあるが、食中毒等の発生が無かった点。また、悪意性がみられず今後への改善意欲もあるため厳重注意とする。

弊社としましては開店に向けた練習会は営業に当たるという認識はなく、不徳の致すところでございます。今回の厳重注意を真摯に受け止め、今後はこのようなことが無いよう飲食店事業者として再度認識を改め、引き続き食品衛生法に準じ、食の安全を守りながら営業に務めてまいります。

この度は弊社の認識の甘さからお客様、関係者各位に混乱を招く事態となりました事を深くお詫び申し上げます。

《今回の営業許可取得の流れ》

2023年より相談開始

2024年

2月20日(火) 飲食店営業許可申請書の提出

2月28日(水) 現場にて保健所検査を受ける

3月4日(月) 営業許可を取得

以上

2024年3月20日
株式会社 JS フードシステム
代表取締役 田川 順也